

# 利根町新築マイホーム取得助成金のご案内

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅を購入された方に対し、住宅取得に要した費用の一部を助成しています。この助成制度は、住宅取得の初期費用の負担を軽減することにより、町内への定住を促進するとともに、町外からの転入人口の増加を図るため創設されたものです。

今年度の申請期限は、  
**11月30日(金)**  
**【必着】**です。

## 対象となる住宅

- (1) 玄関、居室、台所、便所および浴室を有し、生活するために必要な機能を備えている一戸建てであること。
- (2) 自己の居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であること。
- (3) 都市計画法、建築基準法その他法令の規定に違反していないこと。

※上記、右記全ての要件を満たしている方が、交付対象となります。

## 対象となる方

- (1) 平成27年4月1日以降に町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築基準法に基づく建築確認日から3年を経過していない住宅）を購入して5年以上定住する方
- (2) 住宅居住者のうち、取得した住宅の所有権の持分を2分の1以上有する方
- (3) 自治会などに加入している方
- (4) 申請日の属する前年度（平成29年度）において市区町村民税などに滞納がない方
- (5) 取得した住宅の所有権保存登記または所有権移転登記をしている方

## 【対象外となる場合】

次に掲げるいずれかの要件に該当する方は対象外となります。  
 ・相続、贈与または取得対価を伴わない事由で住宅を取得した方  
 ・公共事業に伴う住宅の移転補償により住宅を取得した方

## 【助成金額】 30万円

●下記加算事由に該当する場合は、それぞれ10万円ずつ助成金に加算します。  
 ※助成金の交付は、同一申請者（同居人も含む）に対して1回限りとします。

加算事由	加算額
中学生以下の子供と同居する世帯	10万円
新築に伴い、町外から転入する世帯 ※1	

- ※1 次に掲げるいずれかの要件を満たす場合、加算します。
  - ア 住宅取得前に町内に居住している場合  
助成金の交付を受けようとする方（以下「申請者」）が転入日前1年以上利根町の住民でなく、かつ、転入日から1年以内に住宅を取得していること。
  - イ 住宅取得後に転入する場合  
申請者が転入日前1年以上利根町の住民でないこと。

問い合わせ先 役場企画課 まちづくり推進係 ☎68-2211（内線226）Eメール：machisui@town.tone.lg.jp

## 【申請】

住宅取得に伴う登記の日から1年以内



## 【交付申請方法】

交付申請方法などの詳細につきましては、町公式ホームページ（「トップページ」→「移住・定住支援」→「利根町新築マイホーム取得助成金」）をご覧ください。



町公式ホームページ



# 郵便等による不在者投票のご案内

任期満了に伴う茨城県議会議員一般選挙が12月9日（日）に執行される予定です。身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証を交付されている方で、その区分が下表に該当する方は、郵便等による不在者投票制度を利用することができます。郵便等による不在者投票制度を利用するには、事前に選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。郵便等投票証明書の交付には日数がかかりますので、お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

大事な投票、忘れずに!



## 郵便等による不在者投票を利用できる方

### 身体障害者手帳をお持ちの方

障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
肝臓、免疫の障害	○	○	○

### 戦傷病者手帳をお持ちの方

障害名	障害の程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

### 介護保険の被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分	要介護5
---------	------

## 郵便等による不在者投票における代理記載制度を利用できる方

郵便等による不在者投票を利用できる方で、その区分が下表に該当する方は、あらかじめ利根町選挙管理委員会に届け出た方に投票の代理記載をさせることができます。

### 身体障害者手帳をお持ちの方

障害名	障害の程度
	1級
上肢、視覚の障害	○

### 戦傷病者手帳をお持ちの方

障害名	障害の程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
上肢、視覚の障害	○	○	○

問い合わせ先 利根町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎68-2211（内線502）

## 平成30年度の事業の取り組み状況お知らせします!

広報とね5月号に「平成30年度主要事業のお知らせ」を掲載しましたが、今後住民の皆さまに対して、各事業の取組状況・進捗状況について、お知らせいたします。

住みよいまちづくりを目指し、各事業に取り組んで参りますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

※シルバーカー購入補助事業についての詳細は23ページをご参照ください。



## 一人暮らし高齢者および障害者交流・つどい事業について

一人暮らし高齢者や障がい者を対象に交流の場や外出の機会を設け、地域での交流と孤独感解消を図ることを目的に、本年度から事務の一部を社会福祉協議会へ委託し事業を進めています。障害者のつどい事業については、7月5日（木）に開催し、24名が参加しました。また、一人暮らし高齢者サロン事業については、7月13日（金）に開催し、布川地区の方48名が参加しました。詳細につきましては、社会福祉協議会へお問い合わせください。

## 利根町シルバー人材センター運営補助金について

町では、高齢者の就業機会の増大と社会参加を推進することを目的に、利根町シルバー人材センターへ運営費補助金100万円を6月に支給し、センター運営の活性化を図っています。

## シルバーカー購入補助事業について

高齢者の歩行を容易にし、生活の行動範囲を広げることで、生きがいがづくりや健康の向上を図ることを目的に、シルバーカーの購入補助事業を実施しています。8月末現在、6名の方から申請がありました。